

# 税の申告が始まります

所得税 2月16日(火)～3月2日(水) 土日除く

市・県民税 2月16日(火)～3月15日(火) 土日除く

会場 生涯学習センター

受付時間 午前9時～午後3時30分(開場 午前8時30分)

簡易な所得  
税の申告を  
受け付けて  
います

所得税の申告が必要な人で、次の人は税務署で確定申告をしてください

○営業、不動産の所得がある人

○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人(損失の繰越の申告も含む)

注意 ①確定申告をした人は市県民税の申告は不要

②収支内訳書等の添付書類は提出用、控えともに記入を

③申告内容により相談の順番が前後する場合あり

④確定申告書の控えに受付印は押印されません

⑤記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送を

⑥3月3日以降の所得税の申告は久留米税務署で

## 校区公民館などでの申告(市・県民税のみ)

| 日程      | 会場       | 午前9時～11時30分      | 午後1時～3時30分        |
|---------|----------|------------------|-------------------|
| 2月1日(月) | くろつち会館   | 乙隈、佐野古、松崎、井上、上岩田 | 花立、今隈、吹上、立石、干潟、下鶴 |
| 2月2日(火) | 御原校区公民館  | 古飯、宝城北、二タ        | 稲吉、下岩田、二森         |
| 2月3日(水) | 小郡交流センター | 寺福童、今朝丸、開1       | 東福童、西福童、開2        |
| 2月4日(木) | ふれあい館三国  | みくに野団地、古賀、美鈴の杜   | 力武、三沢、新島、西島       |
| 2月5日(金) |          | 三国が丘1・2、横隈、大保    | 津古、希みが丘、美鈴が丘      |
| 2月8日(月) | 味坂校区公民館  | 平方、光行、八坂、赤川      | 上西、宝城南、下西         |

## 年金所得者に係る確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要

※所得税の確定申告が不要な場合でも、次に該当する人は市・県民税の申告が必要

①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合

②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

## 問合せと提出先

**確定申告** 久留米税務署  
☎32-4461

**市・県民税申告** 市税務課市民税係  
☎72-2111内線124、125

〒830-0037  
久留米市諏訪野町2401-10  
久留米税務署 行

〒838-0198  
小郡市小郡255-1  
小郡市役所税務課市民税係 行